

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく
第一種特定化学物質の指定について（報告案）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化学物質審査規制法」という。）第 2 条第 2 項の政令を改正し、以下の 2 物質を第一種特定化学物質に指定することが適当である。

1. 2, 2, 2 - トリクロロ - 1, 1 - ビス (4 - クロロフェニル) エタノール (別名: ジコホル又はケルセン) について

2, 2, 2 - トリクロロ - 1, 1 - ビス (4 - クロロフェニル) エタノール (別名: ジコホル又はケルセン) は、以下の理由により、化学物質審査規制法第 2 条第 2 項の第一種特定化学物質に該当すると考えられる。

- (1) 微生物等による化学物質の分解度試験の結果、酸素消費量から算出した平均分解度が 0 %、直接定量から算出した平均分解度が 3 % であり、自然的作用による化学的变化を生じにくい (難分解性) ものと考えられる。
- (2) 魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験の結果、被験物質の水中濃度に対する魚体中濃度の比で表される濃縮倍率が、水中濃度が 1 $\mu\text{g/L}$ の場合に 8 2 0 0 倍、水中濃度が 0 . 1 $\mu\text{g/L}$ の場合に 6 1 0 0 倍であり、生物の体内に蓄積されやすい (高蓄積性) ものと考えられる。
- (3) 毒性については、主として、肝臓及び副腎に対する軽微とは言い難い毒性影響が認められており、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれ (人への長期毒性) があるものと考えられる。

2. ヘキサクロロブタ - 1, 3 - ジエンについて

ヘキサクロロブタ - 1, 3 - ジエンは、以下の理由により、化学物質審査規制法第 2 条第 2 項の第一種特定化学物質に該当すると考えられる。

- (1) 微生物等による化学物質の分解度試験の結果、酸素消費量から算出した平均分解度が 2 4 %、直接定量から算出した平均分解度が 8 % であり、自然的作用による化学的变化を生じにくい (難分解性) ものと考えられる。
- (2) 魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験の結果、被験物質の水中濃度に対する魚体中濃度の比で表される濃縮倍率が、水中濃度が 1 $\mu\text{g/L}$ の場合に 6 2 8 0 倍、水中濃度が 0 . 1 $\mu\text{g/L}$ の場合に 7 7 2 0 倍であり、生物の体内に蓄積されやすい (高蓄積性) ものと考えられる。
- (3) 毒性については、主として、腎臓及び精巣に対する軽微とは言い難い毒性影響が認められている。また、受胎率の低下等の生殖毒性が認められており、遺伝毒性についてもこれを否定できないものと考えられている。以上から、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれ (人への長期毒性) があるものと考えられる。